# ● 「第二期教育振興基本計画」(平成25年6月14日 閣議決定)

1. 社会を生き抜く力の養成

基本施策6 特別なニーズに対応した教育の推進

【主な取組】

- 6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実
- ・海外で学ぶ子どもたちの教育環境の整備・充実を図るため,在外教育施設に対して,引き続き質の高い教員の派遣や教材整備等を行う。また,<u>帰国・外国人</u> <u>児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備するため,個々の実態を踏まえた日本語指導の在り方の検討,教員や支援員の確保及びその資質の向上等</u> に取り組む。このほか,<u>高等学校における受入れ状況を把握し,編入学機会の拡大</u>を図る。さらに,不登校・不就学の定住外国人の子どもに対して日本語等の 指導や学習習慣の確保を図るための場を外国人集住都市等に設け,主に公立学校への円滑な転入ができるようにする。

# ●「日本再興戦略」改訂2016(案)(平成28年5月19日 第27回産業競争力会議)

Ⅲ. イノベーション・ベンチャー創出力の強化、チャレンジ精神にあふれる人材の創出等

第二 具体的施策

- 2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等
- 2-3. 多様な働き手の参画 (2) 新たに講ずべき具体的施策
  - iv) 外国人材の活用
  - ⑤ 外国人受入れ推進のための生活環境整備

外国人の受入れ推進のためには、在留管理制度上の取組のみならず、外国人が日本で生活していくために必要な環境整備を進めていく必要がある。特に、教育環境については、日本の一般的な公立学校においても日本語指導を受けながら学校生活を過ごせるよう、可能な限り早期に日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語指導受講率100%を目指すとともに、特に日本語指導の必要な外国人児童生徒の多い地域においては「JSL カリキュラム」における指導が確実に実施されるようにする。

## IV. 海外の成長市場の取り込み

- (2) 新たに講ずべき具体的施策
- iii) 対日直接投資誘致の強化

外国企業を呼び込む上での障害となる事業環境、生活環境の抜本的な改善を図るため、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」(平成27年3月17日対日直接投資推進会議決定)を着実に実施することに加え、上記の「政策パッケージ」(P)に基づき、外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的簡素化について1年以内を目途に結論を得ることとし、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し速やかに着手する。ならびに、全ての小学校への外国語指導助手(ALT)等外部人材2万人以上の配置や教員養成・実践的な研修の充実等により、全ての児童生徒に対する質の高い英語教育を実施するとともに、日本法令の外国語訳の拡充や高度人材の呼び込みの強化、外国人留学生の日本での就職促進、外国人児童生徒の教育環境の改善、日常生活における外国語対応の促進にも取り組んでいく。(P)

●「経済財政運営と改革の基本方針2016(仮称) (素案)」(平成28年5月18日 第9回経済財政諮問会議)

## 第2章 成長と分配の好循環の実現

- 2. 成長戦略の加速等
- (1)生産性革命に向けた取組の加速
  - ② 教育の再生

希望する教育を受けることを阻む家庭の経済事情、障害、不登校、<u>日本語能力の不足など様々な制約の克服に向けた取組を進め</u>、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に進めるとともに、無利子奨学金の充実や所得連動返還型奨学金制度の導入を進める。

### (3) TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化

② 対日直接投資の更なる促進

。 TPPを契機に、我が国が貿易・投資の国際中核拠点(グローバル・ハブ)となることを目指し、我が国の強みを生かし、外国企業の投資や国内企業との 連携を促進する方策など、対日直接投資推進会議で取りまとめた政策パッケージを踏まえ、対日直接投資をさらに促進する。

④ 外国人材の活用

高度外国人材の受入れ委を下記宇内するため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設など諸外国以上に魅力的な入国・在留管理制度を整備するとともに、高度人材ポイント制の見直し・利用促進、日本での就労希望者(留学生、000年による高度人材育成事業対象校の外国人学生、JETプログラム終了者等)と採用意欲の高い企業側のマッチング支援、JETプログラムの拡充、外国人留学生の日本における就職率の5割への引き上げ、外国人の子供の教育環境を含む生活環境整備を進める。

●「ニッポンー億総活躍プラン(案)」(平成28年5月18日 第8回一億総活躍国民会議)※ロードマップより

## [希望出生率1.8の実現] 夢をつむぐ子育て支援

- ⑪ 希望する教育を受けることを阻む制約の克服
  - ・ 貧困による教育格差やいじめ・不登校、障害のある子供、<u>日本語が通じない子供など、特別な配慮を必要とする児童生徒にきめ細かく対応した指導を行</u> うため、担当教員の配置充実等の学校指導体制の確保に取り組む。

## [各目GDP600兆円の実現] 希望を生み出す強い経済

- ⑧ 成長を担う人材創出(外国人材の活用)
  - ・ <u>外国人の子供の教育環境の充実</u>、日本人児童生徒に対する英語教育の確実な実施、外国人患者受入体制が整備された医療機関等、外国人が利用できる日常生活に不可欠な施設等の増加及びその場所の情報発信など、生活環境整備を進める。
- ●「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」(平成28年5月20日 対日直接投資推進会議)
  - 2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策
    - (3) 外国人の生活環境の改善 ① 外国人児童生徒に対する教育支援
      - ・ 2020 年までに、日本語指導を必要とするすべての児童生徒(小学校・中学校)が日本語指導を受けられるようにする(2014年度現在約8割)。
      - ・日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の在籍校においては、「JSL(Japanese as a Second Language)カリキュラム」による指導が確実に実施され
      - るよう、「JSLカリキュラム」導入校(小・中学校)比率を拡大(本年夏に実態調査を行い、その結果を踏まえて具体的な政策目標を設定)する。
      - ・また、外国人と日本人の子弟が共に学べるスーパーグローバルハイスクール等の取組を促進する。

# ●「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ(第九次提言)」(平成28年5月20日 教育再生実行会議)

#### 1. 多様な個性が生かされる教育の実現

## (5) 日本語能力が十分でない子供たちへの教育

経済社会のグローバル化に伴い、我が国で暮らす外国人の数も増加しており、日本語指導を必要とする子供たちも増加傾向にあります。そのような子供たちも適切な教育を受け、能力を伸ばし、社会性等を身に付けることができるよう、良質の教育環境を確保する必要があります。 この問題への対応としては、従来から、日本語能力が十分でない子供たちが特に多い地域を中心に、公立小中学校への教師の追加配置、指導者等の研修、 手引書の作成等が行われてきました。今後は、それらの取組に加え、各地方公共団体や企業、関係機関・団体等とも連携しつつ、高等学校等で学ぶ機会を拡大するとともに、キャリア教育、進路指導など、進学、就労につながる取組の充実が重要です。

#### 〔不就学の子供の実態把握〕

○ 国、地方公共団体は、地域の実情に応じ、教育・福祉部局や住民登録の担当部署等が連携して不就学の状態となっている外国人の子供の実態を把握する 仕組みの整備を図るとともに、保護者に対し、就学への働きかけや教育機関、生活支援等に関する情報提供等を行い、教育の機会の確保に取り組む。ま た、学校への受入れに際し、子供の日本語能力や学力等を適宜判断し、必要に応じ下の学年への入学を認めるなど柔軟な取扱いについて周知を徹底する。

#### 〔支援人材の確保など地域ぐるみで支援する体制の整備〕

○ 国、地方公共団体は、小中学校段階で日本語能力が十分でない子供を受け入れ、一人一人の状況に応じた日本語や教科等の指導、保護者との連絡等を円滑に行えるよう、子供の日本語能力に応じた特別な指導を担う教師に係る定数の計画的・安定的な充実や、養成・研修を通じた専門性の向上とともに、外国人・大学生・日本語教師などの地域の人材を、通訳や日本語指導、学習サポートに当たる支援員・ボランティア等として安定的に確保できる枠組みづくりと専門性の向上に取り組む。また、学校卒業後も継続的に相談・支援を行うことができるよう、地方公共団体において、教育・福祉・労働分野等の関係機関が連携したワンストップ窓口等の体制整備が進むよう、先進事例の情報発信、ガイドラインの作成等を行う。

## 〔日本語能力が十分でない子供についての情報の適切な引継ぎ〕

○ (1) と同様に、国は、日本語能力が十分でない子供について、必要に応じて、各学校等が個別の指導に関する支援情報資料13を作成し、進級、進学、 就労の際に、記載された情報の取扱いについて十分に配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組みを構築する。

#### 〔特別な教育課程の編成・実施等〕

○ 国は、小中学校段階で可能となっている日本語能力が十分でない子供を対象とした特別な教育課程の編成・実施について、地域の状況に応じ、「拠点校」方式も含め活用を促進するとともに、その取組状況を検証した上で、適用範囲の高等学校段階への拡大についても検討する。また、地域の国際交流協会、NPO、大学等と連携した初期指導教室や日本語支援センターの設置などの取組を促進する。

### 〔日本語指導等のためのICT を活用した教育の推進、開発〕

○ 国、地方公共団体、学校は、例えば日本語指導を必要とする子供が極めて少ない地域等でも、それらの子供が能力に応じ適切な学習を行えるよう、デジタル教材などICT を活用した教育を積極的に推進するとともに、教材等の開発にも取り組む。

#### 〔就労を見据えたキャリア教育等の充実〕

- 国、地方公共団体、学校は、外国人児童生徒等の将来の就労も視野に入れ、特に高等学校段階において、日本語や教科等の指導に加え、企業や地域とも連携しつつ、キャリア教育やインターンシップ、進路指導の充実を図る。
- 13 日本語指導が必要な児童生徒に対して特別の教育課程を編成・実施する際に作成することとされている「個別の指導計画」を活用することが考えられる。

●「次世代の学校指導体制の在り方について(中間まとめ)」

(平成28年4月22日 次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース)

- 3. 次世代の学校像を実現するための教職員定数の改善の方向性
  - (2) 29年度要求段階で対応すべき事項

【外国人児童生徒等の指導】

- 外国人の子供たちが進学・就職し、日本の社会に適応して経済・社会的に自立すること、また、我が国と母国の架け橋となるグローバル人材として活躍することは、我が国の経済・社会の安定・発展にとって有意義である。加えて、共に学ぶ日本人児童生徒にとっても異文化理解能力やコミュニケーション能力の向上といった効果も期待できる。
- これを踏まえ、単なる「日本語指導」ではなく、日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的な支援を行うという観点から、外国人児童生徒等の指導を担当する教員の定数について、大幅な充実を図る必要がある。さらには、こうした教員をバックアップする日本語指導支援員や母語支援員の充実を図り、全ての外国人児童生徒等が適切な支援を受けられる体制を整備する必要がある。
- ●「教育再生実行本部 第六次提言」(平成28年4月4日 自民党教育再生実行本部)
  - ●「格差克服のための教育部会」第一次提言
    - 1. 学校の教育力の向上
      - <外国人の子供に対する支援の充実>
      - 外国人の子供たちが進学・就職し、日本の社会に適応して社会的・経済的に自立することを促すため、個々の日本語能力に応じた日本語指導や教科指導等による学力保障のための指導体制を充実させるとともに、企業等と連携したきめ細かな進路指導・キャリア教育等の取組への支援を実施する。 【平成32年度までに日本語指導を必要とする児童生徒が日本語指導を受ける割合100%を目指す】
  - ●「教育環境整備部会」第一次提言
    - 2. 一億総活躍社会にふさわしいICT活用の実現
      - 【一億総活躍社会の実現に向けた教育ICTの活用】
      - 学校教育や授業を補完する上で、子供達が時間や場所の制約を受けず、習熟度など個々の子供の学力に応じた学習ができるという点でICTの活用は有効であるが、格差克服の観点からは、貧困家庭を対象とした学習支援や適応指導教室、日本語能力が十分でない子供達への支援など、これまで学校等だけでは取組が十分でなかった部分や障害のある子供への対応について、ICTの活用を通じて充実することが期待される。
  - 「特別支援教育部会」第一次提言
    - 5. 多様な個性に対応し一人一人の力を最大限に伸ばす教育の実現
      - (日本語能力に課題のある子供への教育体制整備)
      - ② 日本語能力に課題のある子供への支援について、地域の状況に応じた「拠点校」を中心とした教育体制整備のモデル構築、社会的自立に向けた高校進学・キャリア教育等を含め、現状の課題に応じた取組を強化する。

## ●「フォローアップ特別部会 中間取りまとめ」(平成28年5月26日 自民党教育再生実行本部)

第3部:グローバル化するわが国における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育について(提言) 3.基本的な方向性

- わが国のグローバル化が進み、外国人労働者や定住外国人の子供が急激に増加するとともに母語が多様化している現在、外国人児童生徒等に対し、日本語指導などの必要な教育支援を行うことは緊急の課題である。児童生徒を受け入れる全ての学校・地域において共通して必要な体制整備を図りつつ、散在地域や集住地域などの地域の固有の事情を十分に踏まえたきめ細かい対応が必要である。
- 定住を希望する外国人の子供が学校教育を通じて将来的にわが国の社会に円滑に適応できるようにすること、進学・就職して経済・社会的に自立するために 必要な知識・技能等を身に付けさせることが重要である。
- また、日本語能力が十分でない外国人児童生徒も、日本人の児童生徒と同様に等しく教育機会が与えられることが必要である。また集住地域などで日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍する学校の日本人児童生徒が、他地域の子供との学力差が出ないような学力保障に取り組むべきである。
- わが国の製造業を中心とした企業は、下請け企業に雇用されたり、派遣会社から派遣される外国人労働者を活用することによって、競争力のある製品を製造し、産業の競争力を維持している。外国人労働者を雇用する企業や外国人労働者を雇用している下請け企業に協力を得ている企業はその社会的責任の一部として、学校などにおける日本語指導が必要な児童生徒・保護者に対する教育への人的・資金的な協力に取り組むべきである。

### 4. 提言

### 【日本語能力が十分でない児童生徒への指導・支援体制の整備・充実】

- 日本語能力が十分でない児童生徒の一人一人の状況に応じた日本語指導・教科指導・生活指導を行うため、学校において外国人児童生徒等の教育に携わる専任の教員の配置を一層拡充するべきである。その際、年度始まりが異なる海外からは、学年途中の編入学が希望されることも考慮し、加配教員の配置等を柔軟に行うことができる体制を整えるべきである。
- また、地域において、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育支援に当たっての問題意識を共有する観点から、行政、教育機関、産業界、民間団体など様々な主体が協議する場を設け、例えば、支援員となる人材の確保のため、外国人労働者を雇用する企業や地域の大学・NPOなどに協力を求めるなど、地域における協力体制を構築するべきである。
- 特別支援学校や学校における日本語指導が必要な児童生徒の中に、発達障害の児童生徒等の特別な支援が必要な者が在校している。こうした学校では、特別の支援のほか、言語や文化、宗教上の対応まで含めたきめ細かな指導が必要であり、教員の配置の一層の充実を図るべきである。
- また、集住地域や散在地域などの地域の固有の事情に応じた学校における指導体制の整備が必要である。例えば、
  - ①集住地域において、日本語指導が必要な児童生徒の在籍率が高い学校では、取り出し指導等でカリキュラムの編成が複雑になることのほかに、空き教室に も不足が生じている。負担を軽減するための教員配置の充実等に加え、多言語教育や異文化交流等の観点から教育を充実させるモデル校を作るなどの特例 的な対応を早急に検討すべきである。
  - ②散在地域において、1学校あたりの日本語指導が必要な児童生徒在籍数が極めて少ない場合は、拠点校や自治体が中心となった広域の連携による指導体制づくりを検討すべきである。また外国人児童生徒等の文化的背景に配慮したトイレ改修を促進すべきである。

5

# ●「フォローアップ特別部会 中間取りまとめ」(平成28年5月26日 自民党教育再生実行本部)【つづき】

### 4. 提言(つづき)

### 【外国人児童生徒等への教育に携わる教員等の養成・研修の充実】

- 〇 年少者向けの第二外国語としての日本語教育や、異文化理解に基づく生活指導などの専門的な能力を持つ教員の育成が急務である。大学の教員養成段階で外国人児童生徒等への教育に必要な基礎知識を学ぶ機会を設けるとともに、現職教員研修において専門的指導力育成のためのプログラム作成が必要である。さらに長期的には、教員養成段階での「日本語教育」の位置付けを含めた、専科の教員養成の在り方についても検討する必要がある。
- 外国人児童生徒等の教育を担当する教員と他の教員との連携が図れず、孤立化するケースがみられる。そのために全教員が一定の理解や知識を持ち知見を共有する基盤づくりや専門研修を中心に5年研修、10年研修、免許更新講習等の機会においてもスキルアップを図る必要がある。その際、現職教員が参加しやすいような時間・場所において、教育委員会や地域の大学等が連携した研修機会の充実を図るべきである。
- 増加傾向にある日本語指導が必要な児童生徒に対応する語学相談員等の支援員を必要に応じて配置したり、配置された支援員に対する専門的研修を行うための国や自治体からの財政支援の拡充が必要である。

#### 【日本語能力が十分でない児童生徒への指導内容の充実】

- 日本語能力が十分でない児童生徒が学校での学習に必要な日本語能力を早期に身に付けることができるよう、幼稚園や保育園と連携した就学前からの幼児の日本語能力の把握、初期日本語指導(プレスクール)の取り組みを一層推進すべきである。更に、学校への入学・編入後の一定期間にわたり、学習に必要な最低限の日本語能力の習得までの間の初期日本語指導も必要である。
- 日本語能力が十分でない児童生徒や共に学ぶ児童生徒など、様々な児童生徒の状況に応じたきめ細かな指導を行うため、取り出しの日本語・教科統合指導を 行う「国際教室」や習熟度別指導・少人数指導などの取り組みを推進すべきである。また、多様な文化的背景を持つ子供たちが共に学ぶことができるという 環境を生かして、児童生徒の多言語コミュニケーション能力や異文化理解・環境適応能力などの個性を伸ばすための教育に取り組むことが重要である。
- 児童生徒の母語の多言語化への対応は、企業からの通訳派遣や大学の外国語学部との連携、ICTの活用など、幅広い観点から迅速に行うべきである。多言語による教材等の文書情報サイト「かすたねっと」の機能を一層充実することに加えて、タブレット端末やICTを活用した多言語による教材の開発に取り組むべきである。
- 〇 教科書の一部をやさしい日本語に書き直したリライト教材は、学年ごとの学習指導要領に従った指導内容を、個々の日本語能力や学習能力に応じた日本語に書き換える必要があり、作成する教員の負担も大きい。こうした教材作成に当たっては、教育課程の内容や児童生徒の日本語能力を把握する学校と、レベルに応じた日本語教育についての知見を有する地域の大学・NPO、自治体の日本語支援センター等の専門家が連携しつつ組織的に対応するべきである。

# ●「フォローアップ特別部会 中間取りまとめ」(平成28年5月26日 自民党教育再生実行本部)【つづき】

#### 4. 提言(つづき)

#### 【外国人児童生徒等の就学・進学・就職の促進】

- 外国人児童生徒等への指導には教科だけでなく、生活習慣、文化、社会生活、進路指導など幅広い観点からの指導が含まれ、これらについての保護者に対する啓発・理解促進活動も重要である。保護者と学校のコミュニケーションをより円滑にとられるよう、職場、行政窓口、PTA、地域の日本語教室、ボランティア活動などの様々な機会を利用して、地域ぐるみのコミュニケーション促進に取り組むべきである。
- 日本語能力が十分でない児童生徒の高校進学を促進するため、高校入試における「特別枠」や受験科目の配慮などの取り組みを推進するとともに、高校にお ・ ける日本語指導などのサポート体制を充実すべきである。
- 外国人児童生徒等が進学・就職してわが国の経済・社会の発展に貢献できるよう、学びの動機付けが必要であり、地域で外国人労働者を多く受け入れている企業・NPO等と学校が協力して、外国人児童生徒等のための進路指導・キャリア教育・インターンシップ・母語教育の支援等に取り組むべきである。さらに、子供たちの日本語教育に対するモチベーションを高めるために「日本語能力試験」等、多様な資格試験の活用を推進するなど、キャリア教育との連携によって、日本社会における個人の位置付けを感じられる取組も必要である。